

令和8年度高知県園芸品の販売促進に向けたキャッチフレーズ及びサウンドロゴの募集に係る質疑回答書

NO.	質疑	回答
1	提出物は、キャッチフレーズとサウンドロゴを分けたものか、合体したものか。	合体したものを提出してください。ただし、今後の資材作成過程において分けて納品いただくことも想定されます。
2	仕様書にキャッチフレーズを読み上げることという一文があります。提出物としては、キャッチコピーだけの読み上げは必要なく、サウンドロゴ（リズムを乗せた状態のキャッチコピー）データと、企画書のみという認識でよろしいでしょうか。	サウンドロゴ（キャッチフレーズにメロディを付けて読み上げるもの）と企画書を提出してください。
3	仮にキャッチフレーズ1つに対して、リズム違いで3パターンを制作した場合は、1案になりますでしょうか、それとも3案になりますでしょうか。	3案となります。
4	提出案ごとにUSBまたはCDへ格納する必要があるか。	1つの媒体に複数案格納いただいて構いません。
5	クレジット（データタイトル）は必要か。	入れてください。

NO.	質疑	回答
6	<p>これまでの高知県園芸品のキャッチフレーズで使われた「おいしい」等は言い換えであれば、使用可能ですか。</p>	<p>言い換えであれば使用可能です。</p>
7	<p>キャッチフレーズのAとBは入れ替えても問題ないですか。(B+A→A+B)</p>	<p>入れ替えていただいて構いません。</p>
8	<p>商標調査は応募前に弊社で行うようになりますか。または、採用後に事務局で行われますか。</p>	<p>事務局で行います。</p>
9	<p>県民投票の方法について。</p>	<p>JA高知県のHPへ応募サイトを開設する予定です。また、広く応募を呼びかけるために、SNS広告やJA高知県広報誌等に掲載する予定としています。</p>